

防整技第5045号  
令和2年3月30日

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長 殿  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官  
(公 印 省 略)

賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 27 条第 6 項の運用について（通知）

標記について、建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第 6916 号。28. 3. 31）別紙の 20(8)の規定に基づき別紙のとおり定め、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、令和 2 年 3 月 31 日までに契約を締結したものについては、従前の例による。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

## 賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第27条第6項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28. 3. 31）について、下記のとおり実施することとしたので、取扱いに遺漏のないよう措置されたい。

### 記

#### 1 適用対象工事

- (1) 契約書第27条第6項の請求は、次項第3号に定める残工期が次項第2号に定める基準日から2月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

#### 2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日： スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日： 請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期： 基準日以降の工事期間とする。

#### 3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

#### 4 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)] \times K + \alpha$$

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：積算価格から基準日における出来形部分に相応する積算価格を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

$K$ ：落札率

$\alpha$ ：消費税等相当額

- (3) 減額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)] \times K + \alpha$$

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：積算価格から基準日における出来形部分に相応する積算価格を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

$K$ ：落札率

$\alpha$ ：消費税等相当額

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更は考慮しない。
- (5) (2)及び(3)中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として当該規定を適用する。

## 5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、内訳数量に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている内容についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

- (4) 内訳数量で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量について、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

## 6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき、双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

## 7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

## 8 スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第27条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第27条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。